

## 新型コロナウイルス感染症拡大に係る金融支援について

産 業 政 策 課

### 1 目 的

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、県の制度融資である経営安定資金に「新型コロナウイルス感染症対策枠」を設け、売上減少に直面している県内中小企業者に必要な金融支援を行う。

### 2 概 要

次の要件を満たす、中小企業者。

- ・直近 3 か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少していること。  
 ※受注高又は売上高について、当該直近 3 か月間の実績が確定していないときは、直近 1 か月間の実績とその後の 2 か月を含む 3 か月間又は直近 2 か月間の実績とその翌月を含む 3 か月間の見込みとすることができる。
- ・融資枠 : 令和元年度 約 3 0 億円  
           令和 2 年度 1 0 4 億円 (予定)  
           ※経営安定資金の既存枠と今回の新規枠との合計
- ・限度額 : 5 0 百万円 (経営安定資金通常枠 8 0 百万円とは別枠)

貸付利率 (%)	通常分	SN 4 号	SN 5 号
経営安定資金通常枠	1.55	1.35	1.55
新型コロナウイルス感染症対策枠	1.35	1.15	1.35
引き下げ率	0.20	0.20	0.20

保証料率 (%)	通常分	SN 4 号	SN 5 号
経営安定資金通常枠	0.45 ~ 1.55	0.88	0.76
新型コロナウイルス感染症対策枠	0.35 ~ 1.40	0.68	0.56
引き下げ率	0.10 ~ 0.15	0.20	0.20

- ・貸付期間 : 1 0 年以内 (据置 2 年以内)
- ・実施期間 : 令和 2 年 3 月 9 日 ~ (予定)

## 《参考》

### ◎セーフティネット4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援する措置で次の要件を満たす中小企業者が対象。

・指定を受けた災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※令和2年3月2日付け官報に告示され、47都道府県が指定された。

### ◎セーフティネット5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置で、次の要件を満たす中小企業者が対象。

・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少した中小企業者等。

※国が指定業種を追加。(令和2年3月6日以降に、既存の152業種に旅館業、ホテル業、飲食業等40業種が追加され、合計192業種となる。)